

更生支援NEWS つなぐ 第1号

法務省 仙台矯正管区 更生支援企画課 令和2年10月号



こんにちは。仙台矯正管区更生支援企画課です。

当課は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、同29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」を受け、国と地方公共団体や地域の支援団体等の連携協力を進めるため、皆さまとの総合窓口として、昨年度から仙台矯正管区に設置されました。

この広報誌は、皆さまと連携して再犯防止に取り組むにあたり、再犯防止施策の現状や私たちの組織や仕事について知っていただきたいとの思いを形にしたもので、再犯防止に関わりのある地方自治体等の皆さまを中心に配信してまいります。

仙台矯正管区ってどんなところ??

仙台矯正管区は法務省の地方支分部局として、東北地方（青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県）に所在する矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）を管轄し、これらの施設の適切な管理運営を図るための指導・監督を主な業務としています。

また、矯正研修所の仙台支所も当庁舎内に設置されており、矯正施設に勤務する職員（刑務官、法務教官等）に対するさまざまな研修が行われています。



仙台矯正管区庁舎全景



このマークは、仙台矯正管区のロゴです。

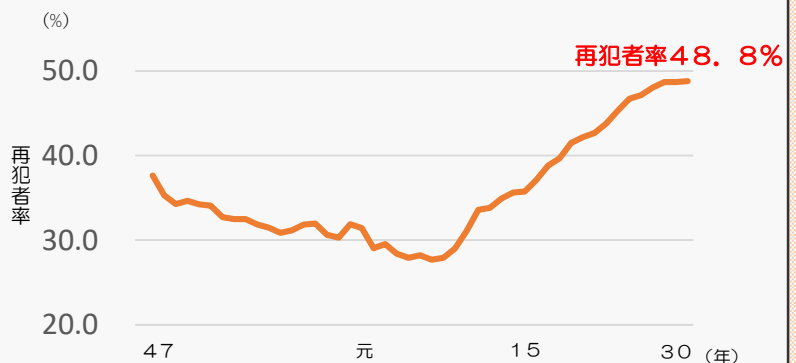
東北地区の形を表しており、東北6県が一致団結し、東北各地が花咲くように復興・発展していくようにとの願いが込められています。

「再犯の防止等の推進に関する法律」なぜできたの??

犯罪や非行を繰り返す人の中には貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境等さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りが難しい人たちがいます。

生きづらさを抱える犯罪をした人たちを地域社会で孤立させないための「息の長い」支援を行うために、これまでの取組を見直し、**国、地方公共団体、地域の支援団体等が連携協力して立ち直りを支える社会**の実現に向けて、**新たな被害者を生まない安全・安心な社会**の実現のためにこの法律が公布・施行されました。

刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）の推移



(出典：令和元年犯罪白書)

刑法犯認知件数は年々減少傾向にありますが、**再犯者の割合は右肩上がり**で増加しており、昭和47年以降最も高くなっています。

今回は、各自治体の皆様が再犯防止推進計画を策定するに当たって、仙台矯正管区から提供可能なデータを御紹介します。

◆ 提供可能データ ◆

地方再犯防止推進計画を策定していただく上で参考となるデータとして、御要望に応じて下記データを御提供させていただきます。提供可能なデータとして、大きく分けると3種類ございます。

① 再犯防止推進計画指標の
都道府県別データ
【平成26年～30年】

② 警察署別の犯罪統計
データ
【平成30年】

③ 犯罪時の居住地
(都道府県)別のデータ
【平成26年～令和元年】

① 再犯防止推進計画指標の都道府県別データ

平成26年から平成30年までの各年における、再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧(17項目)のデータです。

【再犯者率・再入率データ】

- 1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- 2 新受刑者中の再入者数及び再入者率
※(次ページにて解説)
- 3 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率
- 4 主な罪名・特性別2年以内再入率

【就労・住居の確保】

〈就労〉

- 5 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合 ※1
- 6 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 ※2
- 7 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合

〈住居〉

- 8 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合
- 9 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

【保健医療・福祉サービスの利用の促進】

- 10 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数
- 11 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合

【学校等と連携した就学支援】



- 12 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率
- 13 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合
- 14 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率

【民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進】

- 15 保護司数及び保護司充足率
- 16 “社会を明るくする運動”行事参加人数

【地方公共団体との連携強化】



- 17 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合

※1刑務所出所者等総合的就労支援対策

…矯正施設在所者・保護観察対象者への職業相談や職業紹介などの就労を支援する取組。

※2協力雇用主

…犯罪をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業者のこと。

② 警察署別の犯罪統計 データ

平成30年の検挙人員に係る警察署別のデータです。

警察署別に罪種別の再犯者数や年齢別分布、有職・無職者数を確認することができます。

★データサンプル

警察署別 平成30年 犯罪統計データ

警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人数に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。(少年データは含まれません。)
【仙台矯正管区による集計】

複数の警察署のデータを合算したデータも提供可能です。
全国・県の犯罪データも提供可能です。

■平成30年 罪種別 初犯者・再犯者別 性別 検挙人員(少年を除く)

	総数		初犯者		再犯者	
	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性
刑法犯 総数	○	○	○	○	○	○
うち)凶悪犯	○	○	○	○	○	○
うち)粗暴犯	○	○	○	○	○	○
うち)窃盗犯	○	○	○	○	○	○
うち)知能犯	○	○	○	○	○	○
うち)風俗犯	○	○	○	○	○	○
覚せい剤取締法	○	○	○	○	○	○
麻薬等取締法	○	○	○	○	○	○
大麻取締法	○	○	○	○	○	○

年齢別データと職業別データは女性のみ統計データも提供します。

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯(道路交通法違反を除く。)の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。
2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

■平成30年 罪種別 犯行時の年齢別 検挙人員(少年を除く)

	総数	年齢別					
		20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
刑法犯 総数	○	○	○	○	○	○	○
うち)凶悪犯	○	○	○	○	○	○	○
うち)粗暴犯	○	○	○	○	○	○	○
うち)窃盗犯	○	○	○	○	○	○	○
うち)知能犯	○	○	○	○	○	○	○
うち)風俗犯	○	○	○	○	○	○	○
覚せい剤取締法	○	○	○	○	○	○	○
麻薬等取締法	○	○	○	○	○	○	○
大麻取締法	○	○	○	○	○	○	○

〈補足〉

- 警察署ごとのデータ提供となりますので、一つの警察署がいくつかの市町村を管轄している場合、市町村ごとのデータ提供はできません。
- 少年(20歳未満)の検挙人員は含まれておりません。
- 令和元年のデータは本年10月以降に提供可能予定です。

■平成30年 罪種別 犯行時の職業別 検挙人員(少年を除く)

	総数	有職者	無職	
			学生・生徒等	無職者
刑法犯 総数	○	○	○	○
うち)凶悪犯	○	○	○	○
うち)粗暴犯	○	○	○	○
うち)窃盗犯	○	○	○	○
うち)知能犯	○	○	○	○
うち)風俗犯	○	○	○	○
覚せい剤取締法	○	○	○	○
麻薬等取締法	○	○	○	○
大麻取締法	○	○	○	○

※ 新受刑者・・・該当年において受刑者として確定した人のこと。
検挙された年ではなく、刑事裁判を経て刑が確定した年に新受刑者として計上しています。

③ 犯罪時の居住地(都道府県)別のデータ

平成26年～平成30年までの各年における新受刑者の犯罪時の居住地別に下記項目が確認できるデータです。

①性別	⑦能力検査値	⑬罪名 (刑法犯、特別法犯)
②年齢別	⑧入所度数(入所した回数)	⑭刑名(懲役・禁錮・拘留等)・刑期
③犯罪時の就業状況 (有職(職種)/無職)	⑨犯罪時の身上 (仮釈放中/観察付猶予中など)	⑮前刑出所事由 (満期釈放・仮釈放等)
④配偶関係	⑩刑の執行猶予歴	⑯前刑の刑名・刑期
⑤教育程度別 (中学校/高校/大学など)	⑪保護処分歴 (少年院等への送致歴)	⑰再犯期間
⑥入所時の精神診断の結果 (精神障害/知的障害)	⑫犯罪時における暴力団への加入状況	⑱前刑出所時における帰住先

〈補足〉

※全項目のデータ提供はいたしかねますので、必要項目をあらかじめ選定の上、御依頼ください。

「父母の元」、「福祉施設」など
※地名のことでありません。

など

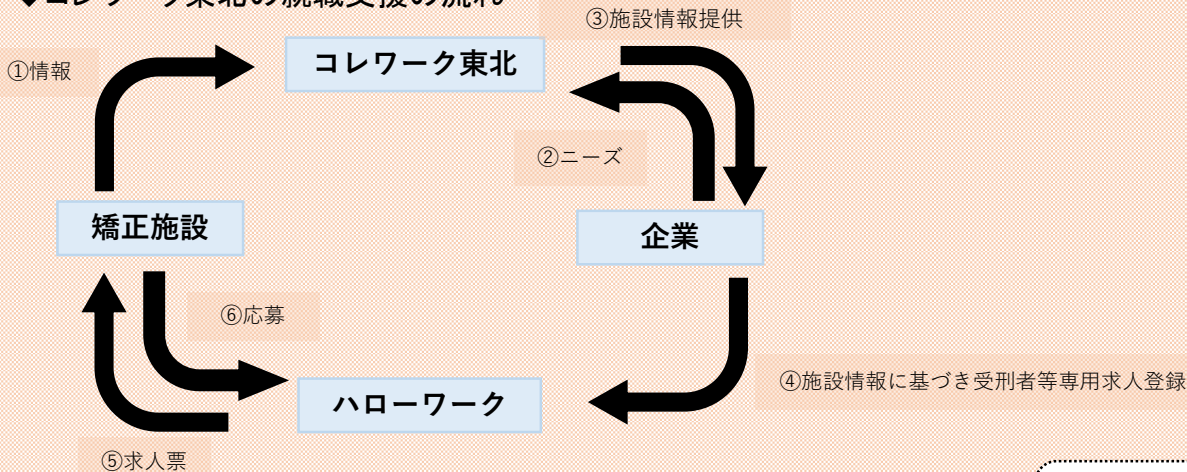
コレワーク東北新設

本年7月1日、刑事施設や少年院などの受刑者や少年院在院者と就職先の企業をつなぐ法務省の就労支援拠点「コレワーク東北」(矯正就労支援情報センター室)が、仙台矯正管区で業務を開始しました。

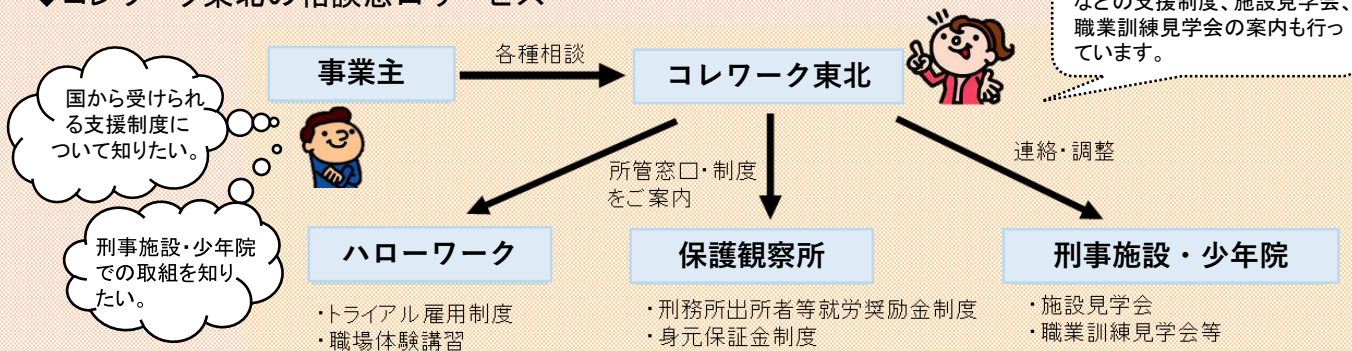
◆コレワークとは...

全国の受刑者や少年院在院者が持つ資格や経歴の情報を一元化したデータから、企業側が求める人材を検索し、その者が収容されている矯正施設を紹介します。そのほかにも**企業側の不安の解消・負担軽減**のために面接の日程調整、相談会の開催なども行います。

◆コレワーク東北の就職支援の流れ



◆コレワーク東北の相談窓口サービス



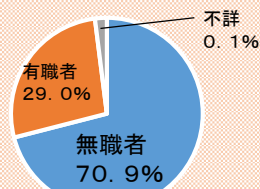
◆今までのコレワークの実績

2016年に東日本(埼玉県)と西日本(大阪府)の2カ所で業務を開始してから、2020年3月までに**企業側から3,881件の相談を受け、そのうち653件を内定につなげる等**の実績を挙げています。本年度から仙台の他に札幌や名古屋など**合計8カ所**に拡大しました。

再入受刑者に占める無職者の割合

◆再犯防止への期待

平成31(令和元)年の再入受刑者のうち、**約70%が無職者**でした。仕事に就き、責任ある社会生活を送り、社会とのつながりを持つことが、出所者及び出院者の**再犯や再非行を防止**する手助けになると期待されています。



(出典:平成31年・令和元年矯正統計年報)

●コレワーク東北お問合せ先● まずはお気軽に御相談ください

フリーダイヤル **0120-29-5089** **相談無料**

受付時間：月～金(祝日除く) 10:00～17:00

Emailアドレス corrework-tohoku@i.moj.go.jp

【直通】
TEL 022-286-0132



質問や御意見、取り上げてほしい事項などありましたら、当課までお気軽に御連絡ください。

仙台矯正管区 更生支援企画課
住所：〒984-0831 仙台市若林区古城3丁目23-1
TEL：022-286-0130(直通) FAX：022-294-1036
MAIL：kouseishien-sendai@cccs.moj.go.jp

今回は、仙台矯正管区について、御紹介させていただきました。
今回は矯正施設に勤務する職員や私たちの取組について御紹介します。



■ 刑務官

刑務所、少年刑務所及び拘置所に勤務し、被収容者に対して日常生活の指導、職業訓練指導、改善更生に関する各種指導を行うとともに、施設内の保安警備に当たります。

刑務所等で勤務する刑務官の業務は複雑多岐にわたりますが、その大部分は「人」にしかできない仕事です。困難な業務にも組織として対応し、国民の期待に応えるべく、24時間体制で業務に当たっています。

■ 法務教官

主に少年院や少年鑑別所等に勤務する専門職員です。

幅広い視野と専門的知識をもって、少年たちの個性や能力を伸ばし、社会復帰させるためにきめ細かい指導・教育を行っています。

また、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）に勤務し、受刑者の改善指導等に携わることもあり、性犯罪や薬物依存等に関わる指導のほか、就労支援指導や教科指導等を行っています。

■ 法務技官(心理)

少年鑑別所や刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）、少年院などに勤務する専門職員です。

心理学の専門的知識・技術を生かし、面接や各種心理検査を行い、非行や犯罪の原因を分析し、対象者の立ち直りに向けて、処遇上の指針の提示や、刑務所の改善指導プログラムや少年院の各種プログラムの実施に携わっています。



刑務官



法務教官



法務技官



処遇カウンセラー



就労支援スタッフ

矯正施設ではこの他に様々な専門的知識・技術を有する職員が働いています。高齢者や障がい者の社会復帰を支援団体等と連携して支援をする社会福祉士や、精神保健福祉士、臨床心理士等の資格を生かして改善指導を行う処遇カウンセラー、キャリアコンサルタントの資格を生かして就職の支援を行う就労支援スタッフ等がいます。



地域社会とともに
開かれた矯正へ

法務省矯正局のロゴマーク

黄のCは「CHANGE（改革・変革）」を、赤のCが「CHALLENGE（改革への挑戦と情熱）」を、青のCが「COOPERATE（国民との協働）」を、それぞれ表し、三つのCを貫く緑のSは、社会（SOCIETY）に貢献し、社会に支えられる存在になるという決意を表しています。



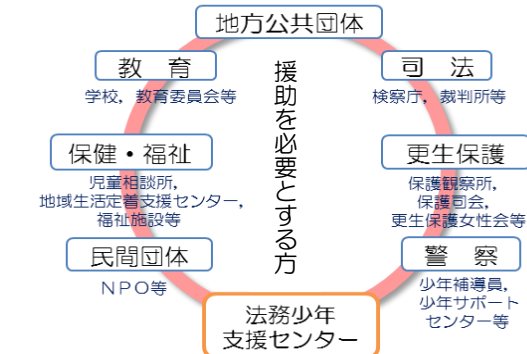
ご存知ですか?? 「法務少年支援センター」

少年鑑別所は非行少年を収容して資質鑑別を行うほか、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。少年鑑別所が持っている少年非行等に関する専門的知識やノウハウを生かし、地域の方からの相談に応じています。少年、保護者からの相談に応じるほか、関係機関・団体等との連携を図りながら、非行・犯罪の防止に関する活動に取り組んでいます。
年齢に関係なく、どなたでも相談できます（相談は無料です）。

■主な支援の内容

- 子供の能力・性格の調査
- 問題行動の分析や指導方法の提案
- 子供の保護者に関する心理相談
- 事例検討会等への出席
- 法教育授業等
- 地域の関係機関等が主催する協議会等への参画
- 成人に対する心理相談、問題行動の分析
- その他

例えば...



お電話で予約・相談を受け付けています。
 共通のダイヤルから、お近くのセンターに直接つながります。

全国共通ダイヤル
0570-085-085



地域と連携した防災対策の推進！！

■地域と連携した防災対策の推進

大規模災害発生時における地域支援を適切に行うため、各刑事施設において、地元自治体等との連絡体制の構築や避難場所の提供といった地域と連携した防災対策を推進しています。



東日本大震災の際の災害支援

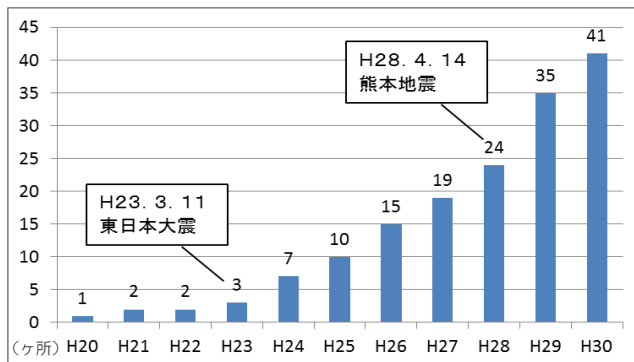
令和元年の10月の台風19号による災害発生時には、亘理市やいわき市等で支援活動を行いました。



台風19号の際の赴援活動

防災協定もこんなに！！

防災協定締結施設（刑事施設）数の推移



東日本大震災(H23)以降、協定締結施設数が増加
 熊本地震(H28)以降は更に増加が加速

矯正施設を活用した地域創生策の推進！

矯正施設においては、受刑者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を付与すること等を目的とした刑務作業を行っています。写真は、青森刑務所で製作されている刑務所作業製品が青森市のふるさと納税返礼品に登録・採用された際に、青森市に対して感謝状を授与した際の写真です。

刑務所作業製品の他にも、自治体からの依頼を受けて、刑務所における作業として小中学校の下駄箱を製作したり（横浜刑務所）、受刑者の円滑な社会復帰を目的として、作業成績等の優秀な受刑者を、外部通勤作業として地元企業で就業させたり（福井刑務所）、社会貢献活動の一環として、受刑者による近隣市道側溝の清掃実施（盛岡少年刑務所）等、様々な取組を行っています。



刑務所作業製品について知りたい方はCAPIC公式SNS等で随時発信していますので、ぜひ、ご覧ください。





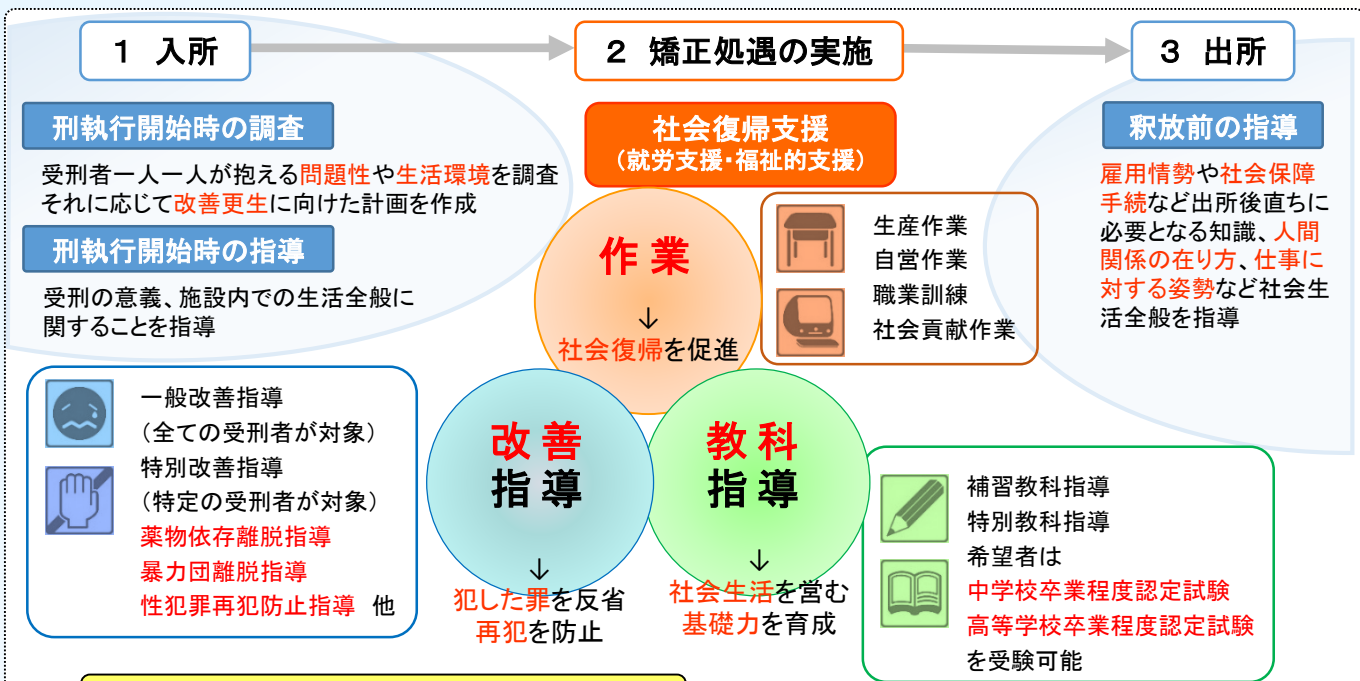
更生支援NEWS つなぐ 第3号

法務省 仙台矯正管区 更生支援企画課

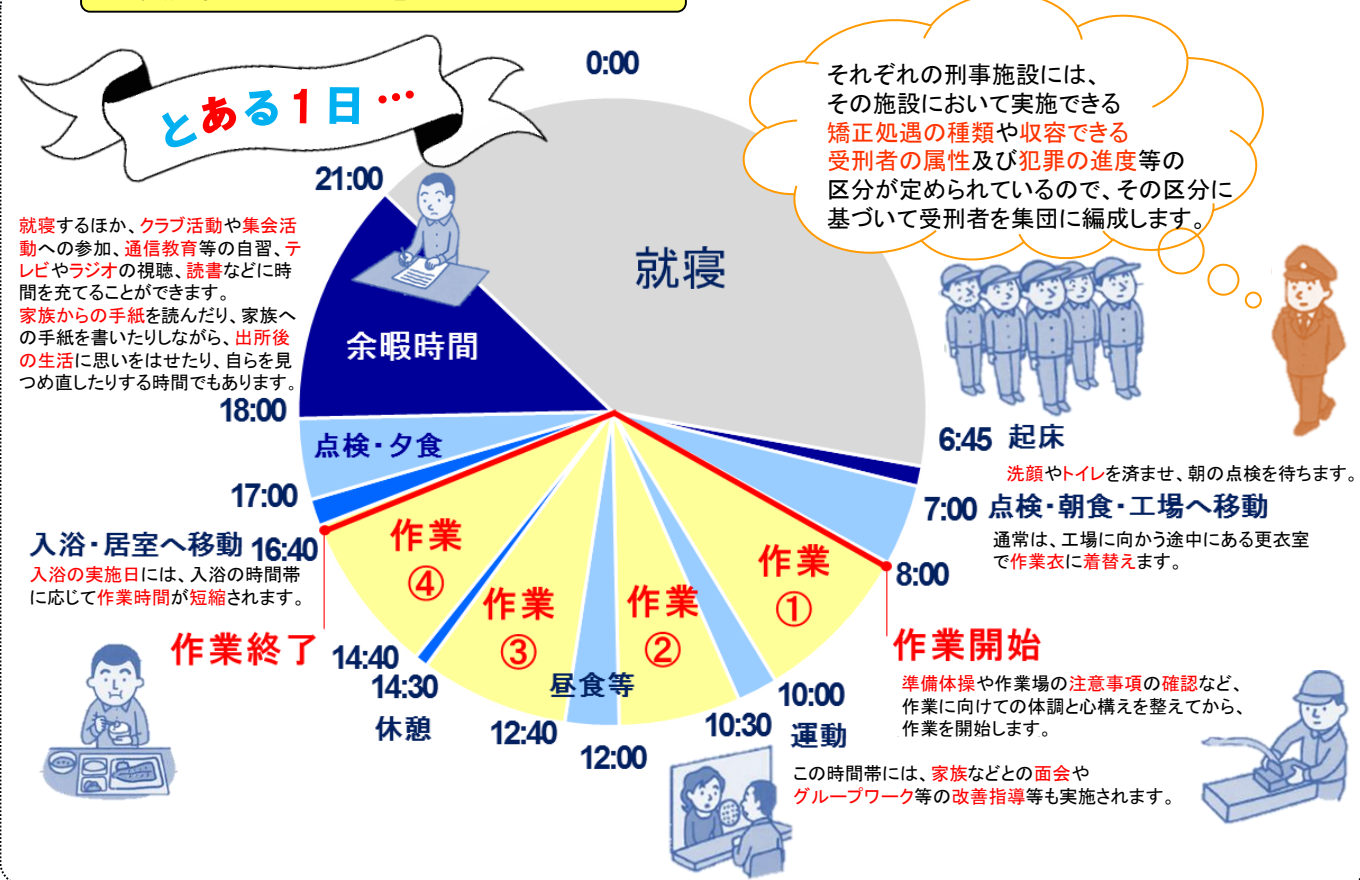
令和2年12月号

前回は、矯正施設に勤務する職員や私たちの取組について御紹介させていただきました。今回は、① 受刑者が刑務所に入所してから出所するまでの生活についてと② 少年鑑別所（法務少年支援センター）の取組について御紹介します。

■ 受刑者はどのように更生していくの？



■ 受刑者はどんな一日を過ごしているの？



■ 少年鑑別所と少年院ってどんな違いがあるの？



少年鑑別所



主に**少年の鑑別**を行うとともに、**非行・犯罪問題の専門機関**として**地域援助**を行う

(写真は仙台少年鑑別所)



主に家庭裁判所から**観護措置**の決定によって送致された少年が対象



- ・入所時調査 ・行動観察
- ・面接 ・健康診断 ・判定会議
- ・鑑別結果通知書の作成 などを行う

【入所数】

年間約**6,700人**

【収容期間】

おおむね**4週間程度**



少年院



在院者の健全な**育成**及び円滑な**社会復帰**のための**教育**を行う

(写真は東北少年院)



家庭裁判所の決定によって**保護処分**として送致された少年が対象



- 矯正教育(3級～1級)
- ・生活指導 ・教科指導
- ・職業指導 ・体育指導
- ・特別活動指導 などを行う

【入院数】

年間約**2,100人**

【収容期間】

おおむね**1年程度**

もっと知りたい！
「少年鑑別所」
のこと

Q 鑑別ってなに？

医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的な知識に基づき、対象者の**非行の原因**を明らかにして、**立ち直りに向けた指針**を示すことです。

Q 少年鑑別所では**どんな人**が働いているの？

大学や大学院等で心理学や教育学、社会学等を学び、**国家公務員**として採用され、法務省部内の専門研修によって養成された**法務技官(心理)**や**法務教官**が働いています。

■ 法務技官(心理)にインタビュー！「法務少年支援センター！？」

Q 法務少年支援センター仙台「ふるじろ心の相談室」について教えてください。



法務技官(心理)
内山 博之

仙台少年鑑別所が母体となっている相談窓口です。少年鑑別所の主な業務は、①鑑別(家庭裁判所等の求めに応じて処遇に資する適切な方針を示すこと)②観護処遇(収容されている少年の特性に応じた適切な働き掛けをすることによる健全な育成)③地域援助(非行や犯罪の防止に関する援助)であり、このうち③地域援助を行うために、全ての少年鑑別所に設けられたのが法務少年支援センターです。



面接

Q 具体的にどのような支援活動を行っているのですか。

非行・犯罪などで悩んでいる地域社会の方々の相談内容に応じて能力・性格の検査を行ってその結果を基にアドバイスをしたり、問題行動を分析して指導方法を提案したりしています。また、問題の行動等のある方への支援に関する事例検討会に参加して助言や提案したり、先生方の研修会での講演、学校等へ出向いて子どもたちに非行少年に対する司法手続や処分について説明する法教育(出前授業)なども行っています。

※箱庭療法:
セラピストが見守る中、クライアントが自発的に、砂の入った箱の中にミニチュア玩具を置き、また砂自体を使って、自由に何かを表現したり、遊ぶことを通して行う心理療法です。



※箱庭療法

Q 相談は増えているそうですね

年々増加しています。特に学校関係機関を通しての依頼が増加しています。研修会や出前授業等で出向いた時に支援活動についてもお伝えしているので、活動内容が多くの方に少しずつ浸透していているのではないかと思います。

Q 今後の展望について

平成30年には、宮城県警察と「少年の立ち直り支援協定」を締結しました。これは、少年鑑別所が行う「アセスメント」(本人の「強み」や「弱み」を知ること)を警察が活用するなどして非行などの問題を抱える少年の立ち直り支援を一層強化していくものです。このような他の機関との連携など、私たちが業務を通じて得た知見を活用していただく機会、場所はまだまだあると思います。今後はできるだけ支援の幅を広げていきたいと思っています。



判定会議



運転適性検査

※写真は全てイメージです。

質問や御意見、取り上げてほしい事項などありましたら、当課までお気軽に御連絡ください。

仙台矯正管区 更生支援企画課

TEL : 022-294-0130

FAX : 022-294-1036

MAIL : kouseishien-senndai@cccs.moj.go.jp



更生支援NEWS つなぐ 第4号

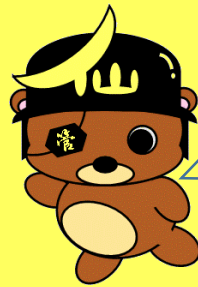
法務省 仙台矯正管区 更生支援企画課 令和3年1月号



新年明けましておめでとうございます。昨年は新型コロナウイルス感染拡大という逆風に吹かれ、地方自治体の皆様と直接お会いすることもままならず、頭を悩ませる日々でした。コロナ禍の中、感染防止対策を講じながら、各種協議会、打合せ会等を開催していただいた自治体の皆様、本当にありがとうございました。



★ 法務省 仙台矯正管区フロントページ を御存じですか？

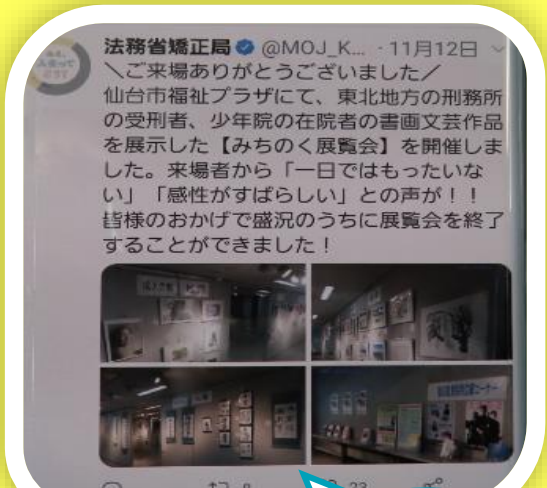


本フロントページでは、東北6県に設置されている刑務所・少年院・少年鑑別所について、いろんな「知りたい」をお持ちの方々に対し、さまざまな情報を、随時お伝えしていきます。ぜひご覧ください！！

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00002

★ 法務省 矯正局 公式Twitter を御存じですか？

フォロー・いいね
お待ちしております！



こんなことつぶやきます

刑務所作業製品の紹介

矯正施設でのお仕事紹介

刑務官・法務教官・心理技官の採用情報

コレワーク東北の活動情報

仙台矯正管区もたまにつぶやきます

★ 「矯正施設と自治体等が連携した取組事例集」が完成しました！！

多くの方々に矯正施設のことを「知ってもらい」、「理解していただく」ことを目的として、これまで矯正施設と自治体等が連携して行ってきた取組を1つの事例集にまとめました。同事例集については、法務省ホームページからも御覧いただけます。



法務省HPはこちらから

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00036.html

青森刑務所
修理を通じた社会貢献
(小中学校×青森刑務所)

「修理作業とその受渡しを通して、地域との関わりを深める」




近隣の小学校から木製製品などの修理について問い合わせがあったことをきっかけに修理作業を始めました。近隣の小中学校からの木製トンボ、人形(荒馬)、額縁、暗幕、机、木製テーブルなど多岐にわたる製品の修理を行っています。修理品のお渡しは、たくさんの方が見守る中、受刑者から校長先生へ直接手渡しました。校長先生からは受刑者に対して感謝の言葉をいただくとともに、修理品の出来栄えについてお褒めの言葉をいただきました。

青森刑務所
青森市ふるさと納税産品
(青森市×青森刑務所)

「伝統工芸を守り、その粘り強い作業を社会復帰の一助に」



約26年前からこの地ならではの津軽塗製品を製作しています。伝統的工芸品だけあり、塗り・研ぎ・磨きの作業工程を繰り返すことにより粘り強さを習得でき、社会復帰時に活きてきます。

■ 津軽塗が刑務作業となったきっかけ
津軽塗は加工の難しさや経済的な理由から担い手が減少する中、刑務作業を通じて伝統工芸を伝承していければとの思いから、約26年前から津軽塗製品を作製しています。

57x
津軽塗 黒銅タンブラー
(左) 黒銅7cm 高さ14.7cm 容量約350ml
(右) 黒銅7cm 高さ15.8cm 容量約400ml
※ふるさと納税産品は「津軽塗黒銅タンブラー」380ml 黒色1のみ。

近隣の小学校から木製製品などの修理について問い合わせがあったことをきっかけに社会貢献作業を開始しました。近隣の小学校からの木製トンボ、人形(荒馬)、額縁、暗幕、木製テーブルなど多岐に渡る製品の修理行っています。

津軽塗は加工の難しさや経済的な理由から担い手が減少する中、刑務作業を通じて伝統工芸を伝承していければとの思いから、約26年前から津軽塗製品を作製しています。

盛岡少年刑務所
市道の清掃活動
(盛岡市×盛岡少年刑務所)

「市道の清掃で生まれた、ありがとうの輪」



普段みんなが使う市道の清掃は、受刑者が社会に貢献していることを実感できるとても有意義な作業です。顔の見えない他人への気づかいを学び、改善更生やスムーズな社会復帰に役立ち、モラルが向上することで再犯防止にもつながっています。

■ 地域の小学生とのエピソード
地域住民に対して受刑者が清掃作業をすることの事前説明があり、親から受刑者だと聞いていたため、少し不安げな小学生が通りかかりました。不安を和らげてあげようと、刑務官からその小学生に「みんなの道路をきれいにしてるんだよ」と声をかけたところ、一生懸命に清掃作業に取り組む受刑者らの様子を見て、安心した表情を浮かべながら「私たちの通学路をきれいにしてくれて、ありがとう。」と語ってくれました。

法務少年支援センター 福島
(福島少年鑑別所)

地域援助・法教育講座「薬物乱用防止教室」
(県立高校×法務少年支援センター福島)

■ 法教育講座「薬物乱用防止教室」のテーマ
●薬物とは何なのか？ ●薬物依存とは？ ●司法手続き ●薬物に頼らないためにはどうすべきか？ …など。

本講座の受講を通じて薬物の恐ろしさを学び、身近に潜む薬物乱用の問題を理解することで、すべての人が薬物とは無縁の生活を送ることを願っています。



青少年の薬物乱用を防止する目的で、福島県内の高校で薬物乱用防止教室を実施しました。少年鑑別所法の施行後、地域に対する援助は新たな主要業務となり、少年鑑別所ができる地域援助とは何か？ どこにどのようなニーズがあるのか？ と手探りながらも取組を進めることで、改善を重ねています。

普段みんなが使う市道の清掃は、受刑者が社会貢献していることを実感できるとても有意義な作業です。顔の見えない他者への気づかいを学び、改善更生やスムーズな社会復帰に役立ち、モラルが向上することで再犯防止にもつながっています。

青少年の薬物乱用を防止する目的で、福島県内の高校で薬物乱用防止教室を実施しています。少年鑑別所ができる地域援助とは何か。どこにどのようなニーズがあるのか、手探りながらも取組を進めています。

質問や御意見、取り上げてほしい事項等がありましたら、当課までお気軽に御連絡ください。

仙台矯正管区 更生支援企画課
住 所：〒984-0831 仙台市若林区古城3丁目23-1
TEL：022-286-0130 (直通) FAX：022-294-1036
MAIL：kouseishien-sendai@cccs.moj.go.jp



更生支援NEWS つなぐ 第5号

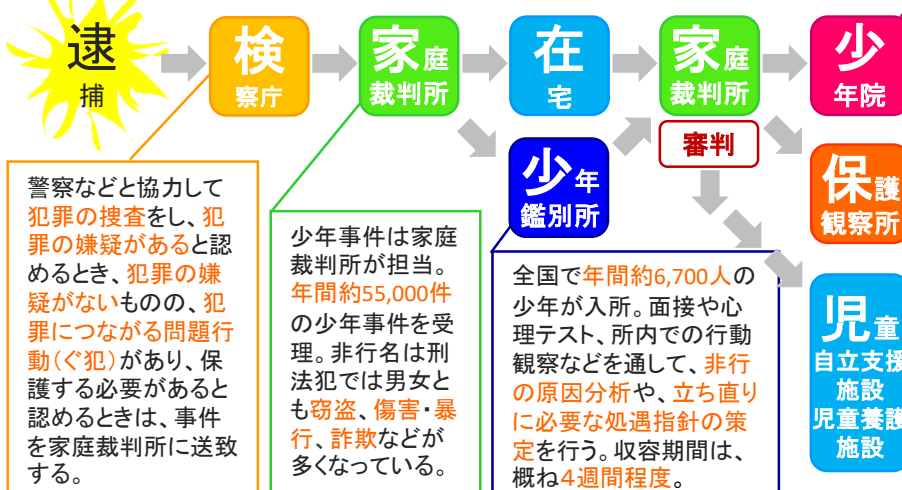
法務省 仙台矯正管区 更生支援企画課

令和3年2月号

本誌12月号において、刑務所、少年鑑別所について御紹介させていただきました。今回は、少年院について様々な角度から御紹介します。

■ 数字から見る少年院 ～少年が非行や犯罪をしてしまったら？～

下の図は、非行少年に関する一般的な手続きの流れを示しています。



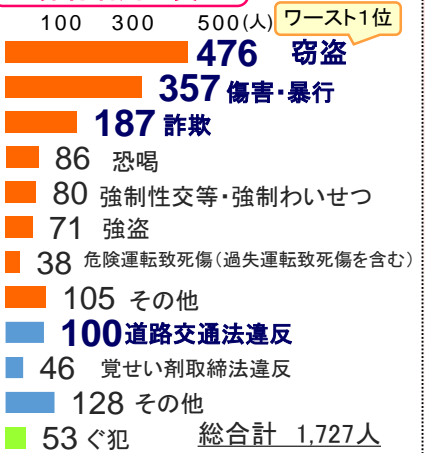
警察などと協力して犯罪の捜査をし、犯罪の嫌疑があると認めるとき、犯罪の嫌疑がないものの、犯罪につながる問題行動(ぐ犯)があり、保護する必要があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致する。

少年事件は家庭裁判所が担当。年間約55,000件の少年事件を受理。非行名は刑法犯では男女とも窃盗、傷害・暴行、詐欺などが多くなっている。

全国で年間約6,700人の少年が入所。面接や心理テスト、所内での行動観察などを通して、非行の原因分析や、立ち直りに必要な処遇指針の策定を行う。収容期間は、概ね4週間程度。

全国で年間約1,730人の少年が、審判で決定を受けて入院し、矯正教育を受ける。収容期間は通常1年程度だが、短期や相当長期になるケースもある。

平成31年・令和元年 少年院新収容者の非行名別人員



出典: 令和元年版 犯罪白書

出典: 平成31年・令和元年 矯正統計年報

法務省犯罪白書概要

平成31(令和元)年における少年院入院者は、前年比18%減の1,727人となり、平成13年から減少傾向が続いています。そのうち男子は1,594人、女子は133人であり、各年齢層別構成比は、年長少年(18歳以上)が最も高く53.3%、中間少年(16・17歳)が36.0%、年少少年(15歳以下)が10.7%となっています。

■ 少年院でどのように更生していくの？

少年院では、少年の更生を支援するために様々なプログラムを用意しています。



▽治療的指導



▽特別活動指導 社会貢献活動



▽親子交流会 飯ごう炊飯



▽職業指導 (農園芸科)



▽職業指導 (土木・建築科) 大型特殊自動車教習



▽就労支援



▽職業指導(情報処理科)



▽特定生活指導 (被害者の視点を取り入れた教育)



▽親子参加 ワークショップ

1 矯正教育の充実強化

平成27年6月から施行された新少年院法の下、少年院では、在院者一人一人の特性に応じた個人別矯正教育計画を策定し、薬物や性非行、家族関係など、個々の課題に応じたプログラムを実施しています。また、職業指導では、就労に必要な各種の資格取得のための指導や、社会人としての基礎マナー等の職場定着に必要な指導を行うなど、再非行の防止に向けて、効果的な矯正教育を実施しています。

2 社会復帰支援の法定化

再非行を防止するためには、多様な矯正教育の実施だけではなく、非行少年が円滑に社会復帰できるようにするための支援も重要です。新少年院法では、社会復帰支援が少年院の責務として盛り込まれました。具体的には、就労の支援や帰住先の確保等に加え、高等学校などへの復学・転入学に関する修学の支援についても、積極的に実施しています。

3 円滑な社会復帰のためには、保護者等の理解を得ながら、少年院で行われる各種活動への参加を促すなど、必要な協力を求めていくことも大切です。

本年10月発行の本紙創刊号において、地方再犯防止推進計画策定するに当たって、仙台矯正管区から提供可能なデータについて御紹介しましたが、今回は、計画策定に役立つ用語集を掲載します。執務の参考として、皆様のお手元に置いていただけると幸いです。

■ 多くの地方再犯防止推進計画に掲載されている用語集(1/3)

用語	説明
か行	
1 仮釈放	「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間(残刑期間)が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするもの。
2 鑑別	医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、鑑別対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すこと。
3 起訴	公訴を提起すること。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であり、起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。
4 教誨師	矯正施設在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨(読経や説話等による精神的救済)を行うボランティア。
5 矯正施設	法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。
6 矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)	<p>受刑者等の居住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を收容する施設の情報を提供する(雇用情報提供サービス)などして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。具体的には、受刑者・在院者の雇用を希望する事業主に対し、以下の3つのサービスを提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用情報提供サービス <ul style="list-style-type: none"> ・全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後の帰る場所などの情報を一括管理 ・事業主の雇用ニーズにマッチする者を收容する矯正施設を紹介 ●採用手続支援サービス <ul style="list-style-type: none"> ・事業主の矯正施設での採用手続を広くサポート ●就労支援相談窓口サービス <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する奨励金等の支援制度を案内 ・事業主に対する矯正施設見学会、職業訓練見学会等の案内 <p>なお、東北地区を担当する仙台矯正管区矯正就労支援情報センター室(仙台市)は、通称を「コレワーク東北」として活動している。</p>
7 協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。
8 ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
9 刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。 刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を收容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を收容する施設である。
10 刑法犯	<p>刑法(危険運転致死傷及び過失運転致死傷等を除く。)及び次の特別法に規定される犯罪のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 爆発物取締罰則 ② 決闘罪に関する件 ③ 印紙犯罪処罰法 ④ 暴力行為等処罰法 ⑤ 盗犯等の防止及び処分に関する法律 ⑥ 航空機の強取等の処罰に関する法律 ⑦ 人の健康に係る構外犯罪の処罰に関する法律 ⑧ 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 ⑨ 人質による強要行為等の処罰に関する法律 ⑩ 組織的犯罪処罰法



コレワークキャラクター「コレまる」

■ 多くの地方再犯防止推進計画に掲載されている用語集(2/3)

用語	説明
11 刑務所	主として受刑者を収容して改善更生のための矯正処遇を行う法務省所管の施設。
12 刑務所出所者等就労奨励金	保護観察の対象となった人等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言等を行う事業主に対して支払う奨励金のこと。
13 検察庁	検察官の行う事務を統括する機関。検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決める。
14 更生緊急保護	保護観察所が満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その人の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内(特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内)において行うことができる。
15 更生保護女性会	犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体。
16 更生保護法人	法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体。
17 拘置所	主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する法務省所管の施設。
さ行	
18 再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
19 再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
20 社会を明るくする運動	<p>全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、毎年7月の強調月間には、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントを実施している。</p> <p>なお、平成28年12月に成立した再犯防止推進法においても、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間に定めており、「社会を明るくする運動」は、再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしている。</p>
21 少年院	家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する、法務省所管の施設。少年院では、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生及び円滑な社会復帰を図っている。
22 少年鑑別所	 <p>①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。</p>
23 少年サポートセンター	都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。活動内容として、①少年非行や少年の犯罪被害に関する相談活動、②非行少年・不良行為少年やその家族に対する助言・指導、③犯罪被害少年への助言・支援、④非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催や少年警察ボランティア等との合同補導活動など、少年非行を未然に防止するための啓発活動等を行っている。
24 触法少年	14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
25 生活環境の調整	受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。

■ 多くの地方再犯防止推進計画に掲載されている用語集(3/3)

用語	説明
た行	
26 地域生活定着支援センター	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。2009年度に厚生労働省によって事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。
27 地域若者サポートステーション	働くことに悩みや課題を抱えている15歳から39歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関のこと。通称「サポステ」。
28 篤志面接委員	矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアのこと。
29 特別調整	高齢又は障害を有する人で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組。 具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その人が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被收容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。
な行	
30 認知件数	警察が発生を認知した事件の数。
は行	
31 犯罪少年	罪を犯した少年(犯行時に14歳以上であった少年)をいう。
32 BBS会	Big Brothers and Sisters Movementの略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のこと。全国で約4,500人の会員が活動している。
33 非行少年	犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称。
34 婦人補導院	売春防止法第5条(勧誘等)の罪を犯して補導処分に付された成人女性を收容する施設。
35 法務少年支援センター	少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助(「地域援助」)を行っている。少年鑑別所が有する少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関等のニーズに幅広く対応している。
36 保護観察所	保護観察対象者(保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者、婦人補導員仮退院者)の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その人に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と保護司が協働して指導監督や補導援護を行うこと。
37 保護司	犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。 2019年1月現在、全国で約47,000人が活動している。

質問や御意見、取り上げてほしい事項などありましたら、当課までお気軽に御連絡ください。

仙台矯正管区 更生支援企画課

住 所：〒984-0831 仙台市若林区古城3丁目23-1

T E L：022-286-0130(直通) FAX：022-294-1036

MAIL：kouseishien-sendai@cccs.moj.go.jp



更生支援NEWS つなぐ 第6号

法務省 仙台矯正管区 更生支援企画課 令和3年3月号

こんにちは。仙台矯正管区更生支援企画課です。

さて、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が公布・施行され、翌29年12月に国の再犯防止推進計画が策定されて、早くも3年が経過しました。

これまで全国の地方公共団体において順次、再犯防止推進計画等が策定されているほか、自治体と矯正施設とが連携した再犯防止の取組が進められています。

東北地方の自治体における再犯防止に係る取組

※当課が関わらせていただいたものに限る。

※赤色は当課職員が自治体を訪問して情報提供させていただいたもの。



青森県

- ・青森県:再犯防止推進委員会開催
犯罪統計・国の再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標データ提供
令和3年中に再犯防止推進計画を策定(予定)
- ・青森市:犯罪統計データ提供
- ・弘前市:再犯防止施策に関する情報提供
- ・八戸市:再犯防止施策に関する情報提供

秋田県

- ・秋田県:犯罪統計データ提供・協議会開催
令和2年3月に再犯防止推進計画を策定済
- ・秋田市:犯罪統計データ提供・協議会開催
令和3年3月に再犯防止推進計画策定済
- ・横手市:再犯防止施策に関する情報提供
- ・湯沢市:再犯防止施策に関する情報提供
- ・大仙市:犯罪統計データ提供
令和2年度中に地域福祉計画に包含して策定(予定)
再犯防止施策に関する情報提供
- ・仙北市:再犯防止施策に関する情報提供
- ・鹿角市:犯罪統計・国の再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標データ提供
令和2年度中に再犯防止推進計画策定(予定)

岩手県

- ・岩手県:矯正統計データ提供,協議会開催
令和2年度中に再犯防止推進計画を策定(予定)
- ・盛岡市:国の再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標データ提供,協議会開催
令和2年度中に再犯防止推進計画を策定(予定)
- ・北上市:犯罪統計データ提供
- ・久慈市:犯罪統計データ提供
- ・岩泉町:犯罪統計データ提供
- ・洋野町:犯罪統計データ提供

宮城県

- ・宮城県:矯正統計・犯罪統計データ提供,協議会開催
令和2年3月に再犯防止推進計画を策定済
- ・仙台市:計画策定に向けた協議会開催
令和2年度中に地域福祉計画・成年後見人制度利用促進基本計画と一体の計画策定(予定)
矯正統計・犯罪統計データ提供
- ・塩竈市:犯罪統計データ提供
- ・多賀城市:犯罪統計データ提供
- ・大崎市:令和2年度中に地域福祉計画に包含して策定(予定)
- ・石巻市:再犯防止施策に関する情報提供

山形県

- ・山形県:矯正統計・犯罪統計データ提供,協議会開催
令和3年3月に再犯防止推進計画を策定済
- ・山形市:犯罪統計データ提供
- ・酒田市:犯罪統計データ提供
- ・鶴岡市:再犯防止施策に関する情報提供
- ・新庄市:再犯防止施策に関する情報提供
- ・東根市:再犯防止施策に関する情報提供
- ・天童市:再犯防止施策に関する情報提供
- ・南陽市:再犯防止施策に関する情報提供
- ・米沢市:再犯防止施策に関する情報提供

福島県

- ・福島県:計画策定に向けた協議会開催
矯正統計データ提供。令和3年3月に再犯防止推進計画を策定済
- ・いわき市:再犯防止施策に関する情報提供
- ・白河市:再犯防止施策に関する情報提供
- ・泉崎村:再犯防止施策に関する情報提供

再犯防止の取組は、地域の安全安心につながるものであり、各自治体の取組を推進するために必要があれば、各種データ提供はもちろんのこと、直接お伺いし、再犯防止施策に関する御説明をさせていただきたいと思っておりますので、遠慮なく当課まで御連絡ください。

1月23日（土）再犯防止シンポジウムが開催！！

YouTube法務省チャンネル

再犯防止シンポジウムをご存じでしょうか。法務省が犯罪をした者等の再犯の防止等について理解を広めるために2015年から毎年実施しているイベントです。その第6回目となる今回は、YouTubeライブによる初のオンライン開催となりました。

「国と地方が連携した再犯防止・更生支援の取組」をテーマに、奈良県、愛知県、**宮城県**の各県で行われている再犯防止の取組をVTRで紹介しながら、フリーアナウンサーの山本舞衣子さんの司会進行のもと、モデルやタレントとして活躍されているトラウデン直美さん、三重県伊勢市長の鈴木健一さん、協力雇用主の野口義弘さんによるクロストークが行われ、地域における立ち直り支援が今、どのように行われているのか、一般の方にもわかりやすく紹介されました。本イベントの様子などは、YouTube法務省チャンネルで配信中ですので、当日見逃された方も是非御覧ください。



配信後の様子@法務省



当日のトラウデン直美さんと奈良県知事の対談については以下のページで公開されています。

👉 <https://youtu.be/CMsnDFCV1z0>

また、現在公開中のアーカイブ版については、下記ページで公開されています。

👉 https://youtu.be/U_aGiUeIOLl



【重要なお知らせ】当課のメールアドレスが変更になります

これまで、自治体の皆様とやり取りをさせていただいておりました当課のメールアドレス（kouseishien-sendai@cccs.moj.go.jp）が令和3年3月31日をもって廃止となり、新たなメールアドレスとなります。

これまで2MB以上のメールは受信できず、ご不便をお掛けしましたが、新たなメールアドレスにおいては10MBまで受信可能となります。新メールアドレスは既に送受信可能となっており、令和3年3月31日までは移行期間として新旧両方のアドレスで受信可能となっております。

【新メールアドレス】：2.sendaikyouseik.9gd@i.moj.go.jp

なお、電話番号及びFAX番号等に変更はありません。
お手数をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。



編集後記

昨年10月に発行を開始し、早くも半年が経過しました。各種協議会等、様々な場面で、自治体の皆様と再犯防止について話し合う機会をいただけたことを感謝しております。

来年度からは、さらにパワーアップして、積極的な情報発信に努めてまいります。

仙台矯正管区 更生支援企画課
TEL:022-294-0130(直通)
FAX:022-294-1036
メール:2.sendaikyouseik.9gd@i.moj.go.jp



新年度スタート！今年度もよろしくお願いたします

皆様、こんにちは。仙台矯正管区 更生支援企画課です。

当課は、東北地方6県に所在する**刑務所**や**少年院**、**少年鑑別所**などの「矯正施設」を所管する立場から、地方公共団体の皆様の「**再犯防止**」そして「**更生支援**」に関わる取組を共に推進していくための総合窓口として、令和元年度から活動しています。

各自治体においては、新年度になり新しく再犯防止施策の担当となった方々もいらっしゃると思います。地域における**再犯防止施策**や、**矯正施設のこと**などについて御質問や御相談がある際には、私たち**仙台矯正管区 更生支援企画課**へお気軽にご連絡ください！

また、この「つなぐ」は、矯正施設や再犯防止について、担当者の方をはじめ、関係する皆様により深く知っていただくために発行しているものです。

日々の業務の合間にお手に取っていただき、「へー、そうなんだ！」とっていただけるような記事を発信してまいります。今年度もどうぞよろしくお願いたします。

再犯防止に関わる皆様との

「顔の見える関係づくり」に取り組んでまいります

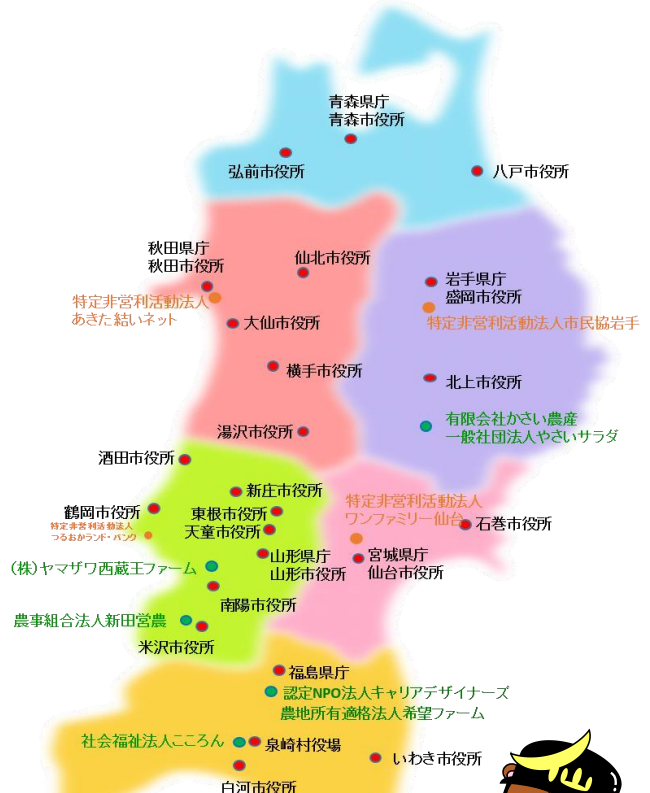
非行や犯罪をした人は、矯正施設を出た後地域社会に戻り、地域住民の一人となります。

そして、彼らの立ち直りを支え、再犯を防ぐためには、地域社会の皆様からの御理解と御協力が必要です。

当課は、そうした理解を進めることにより、非行や犯罪を少しでも減らし、安心・安全に暮らすことのできる地域社会をつくるお力添えをしたい、という思いのもと、各自治体や農福連携団体、居住支援法人などの皆様に対し、矯正施設や再犯防止の取組について広報活動を実施させていただいております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、まだまだ先の見えない状況が続きますが、昨年度に引き続き今年度も、可能な限り皆様と「**顔の見える関係**」を築き、より一層の連携体制を構築することができるよう、取り組んでまいります。

各種データや必要な情報の提供、また、ささいな質問事項でも構いません。当課に御用の際は、お気軽に御連絡ください。



昨年度も たくさんの方々のもとを訪問させていただき、
広報活動を行いました。今年度もどうぞよろしくお願いたします！





地方再犯防止推進計画策定に困ったら… 「策定の手引き」をご活用ください！



「地方再犯防止推進計画を策定することになったけれど、
まず何からしたらいいのかわからない…」
「策定をするにしても、具体的に何をすればいいの？」

そんな時は…令和3年3月に法務省大臣官房秘書課から各地方自治体宛てに送付されている「**地方再犯防止推進計画策定の手引き（改定版）**」をご活用ください！

この手引きの中には、

- ・ 計画策定までの流れ
- ・ 計画に盛り込む内容の参考例
- ・ 具体的な再犯防止の取組事例（これまでに全国の地方自治体で策定された計画から抜粋したもの）

などについて書かれています。

計画策定の際に困ったことがあった場合は、この手引きを御参照していただくとともに、「手引きの内容でよくわからないことがある」「この取組事例についてもっと詳しく知りたい」などのことがありましたら、お気軽に当課まで御連絡下さい！

仙台市と市内の少年矯正施設・仙台矯正管区との間で 防災協定が締結されました

令和3年3月、仙台市と、市内にある三つの少年矯正施設（東北少年院、青葉女子学園、仙台少年鑑別所）及び仙台矯正管区との間で、災害発生時における相互協力に関する協定が締結されました。

この協定により、災害発生時に市外から仙台市に派遣される応援職員の宿泊場所等、仙台市の活動拠点として、各少年矯正施設と仙台矯正管区が所有する計5か所の建物等を提供することができるようになりました。

東北地方を含め、全国の各矯正施設では現在、矯正施設と地方自治体との間における防災協定を結び、自治体と矯正施設、地域住民が共同して防災訓練を行うなど、各施設を地域の防災拠点とする動きが広がっています。



東北少年院



青葉女子学園
(女子少年院)



仙台少年鑑別所



←東日本大震災の際、被災地において矯正職員が災害支援を行う様子



仙台矯正管区HPもチェック！



発行：仙台矯正管区 更生支援企画課

TEL：022-286-0130（直通）

FAX：022-294-1036

メール：2.sendaikyouseik.9gd@i.moj.go.jp





立ち直りの輪をつなぐ

刑務所や少年院 と 地域 が「つながる」取り組み

みなさんは、地域の中で「刑務所や少年院」のこを感じたことはありますか？
実は、矯正施設（刑務所や少年院、そして少年鑑別所）では、
地域産業や、地域の生活に関わるたくさんの活動をさせていただいています。
“昔からずっと”続けていることも、“いま、この時代だからこそ”始めたこともあります。
今回の「つなぐ」では、
そうした「地域の中の矯正施設」の様子についてお伝えしたいと思います。

青森刑務所

つがるぬりらでん
津軽塗螺鈿タンブラーを
ふるさと納税進呈品に！



“刑務作業を通じて
伝統工芸を伝承していければ”
という思いから、約26年前、
青森刑務所で津軽塗製品の制作が始まりました。

現在、制作を行っている津軽塗製品の中でも
「螺鈿タンブラー」は、
ふるさと納税進呈品として
青森市に登録されています。

近隣の小学校から、
木製備品などの修理について
問い合わせがあったことをきっかけに、
修理作業を始めました。

これまでに、
木製トンボ、人形（荒馬）、額縁、暗幕、
机、木製テーブルなど、多岐にわたる
製品の修理を行いました。

青森刑務所では、
近隣小中学校の備品修理なども
行っています



修理したトンボは、
受刑者から校長先生にお渡ししました。
(写真は職員と校長先生)

盛岡少年刑務所

受刑者による
市道の清掃活動



「私たちの通学路を
きれいにしてくれてありがとう」
一生懸命作業をする受刑者へ
そう言葉をかけてくれたのは、道を
通りかかった小学生でした。

普段みんなが使う市道の清掃は、
受刑者が社会に貢献していることを
実感できる、
とても有意義な作業です。

東北地方の刑務所を含めた
全国の刑務所では、
新型コロナウイルスの影響で
不足していた医療用ガウンの製作を行い、
都道府県や病院に納品しました。



少年鑑別所の現場で日々、
非行少年たちを見守る法務教官が、
県内の高校へ出張して
「薬物とは何か?」「薬物依存とは?」
などのことについて講義を行いました。

薬物についての基本的な知識にとどまらず、
乱用へと走る心の揺れ動きなどについて
専門的な知見を活かしながら
伝えられる点が、
少年鑑別所「ならでは」の強みです。



福島少年鑑別所

県立高校で「薬物乱用防止教室」

今回 取り上げた取り組みの他にも、
全国の矯正施設において
地域と「つながる」取り組みを
行っています。

もし、
なんだか興味の湧く
ものがあったら、
ぜひこの機会に
「地域の中の矯正」
について
知ってみませんか?



詳しくはこちら!



仙台矯正管区HPもチェック!



発行：仙台矯正管区 更生支援企画課

TEL：022-286-0130(直通)

FAX：022-294-1036

メール：2.sendaikyouseik.9gd@i.moj.go.jp





密着！矯正職員の一日 vol.1～少年院で働く法務教官

犯罪や非行をした人の立ち直りを支える重要な存在である「矯正職員」。矯正職員が毎日どんな仕事をしているか、知っていますか…？今回は、非行をした少年の立ち直りを支える「法務教官」の一日の様子に密着して、その様子をお伝えします。

☑ 法務教官のある一日のスケジュール

- 8:30 ・職員朝礼
9:00 ・少年の日記をチェック

日記は、少年たちの様子を知り
どんな指導をすべきか考える
重要な手掛かりです。



こんなこと書いてる…
家族のことを
考えてるのかなあ

- 9:30 ・少年朝礼
午前中の課業
(特定生活指導)

個々の少年が抱える問題性や
それぞれの非行の内容を
テーマにした指導を行います。



「非行をしてしまった
時のことを
思い出しながら、
考えてみようか。」

- 11:30 ・少年の昼食に立会
少年のおいしそうなおはんを見ていると、
おなかがあいてきちゃう…

- 12:15 ・昼休み
いよいよランチタイム！
事務室や食堂でお弁当を食べることが多いかも。



- 13:00 ・個別面接
個別面接は、
少年院における指導の要となるもの。
担任教官と少年が、
一対一でいろいろなことを話す時間です。



話す内容や
気分に合わせて、
いろいろな場所で
面接をします

15:30

● 体育指導

体を動かす時間は毎日確保されています。
時々、法務教官が少年と一緒に筋トレしていることも…



少年たちが
けがなく、
楽しんでできるよう、
工夫を凝らして
指導をします

16:30

● 事務整理

法務教官には、少年と接すること以外にも
たくさんの仕事があります。
少年の日々の様子を記録したり、
それぞれの問題や目標に合わせた教材の作成など…
少年の顔を頭に浮かべながら進めていきます。



みんなで集まり、
その日のことを
振り返って
話すこともしばしば

17:00

● 勤務終了



当直勤務の日は、
次の日の朝まで
少年の生活指導や
夜間の巡回を行います



法務教官って
どうやったらなれるの？



法務教官は、
「**法務省専門職員（人間科学）**」という
国家公務員試験に合格することにより任用されます。

この試験は、**心理学**や**教育学**、**社会学**、**福祉学**などの
専門分野の内容を問うものであり、
こうした**専門分野の知識を持つ人**が法務教官になります。

— 「地域の中の再犯防止」を改めて考える—
地方公共団体における
再犯防止の取組を促進するための協議会（全国会議）

6月18日（金）、
法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室が主催し、
Zoom（Web会議）を用いて「全国会議」が行われました。

昨年度まで全国の各地域で行っていた
「**地域再犯防止推進モデル事業**」についての
成果や課題を共有しつつ、
今後の**再犯防止推進**に**地方自治体**がどう関わっていくか
ということを改めて考える場となりました。

東北地方からは
**青森県・岩手県・宮城県・
秋田県・山形県・福島県・
仙台市・盛岡市**が
参加しました！



令和3年度
地方公共団体における再犯防止の取組を
促進するための協議会（全国会議）

令和3年6月18日（金）

仙台矯正管区HPもチェック！



発行：仙台矯正管区 更生支援企画課
TEL：022-286-0130（直通）
FAX：022-294-1036
メール：2.sendaikyouseik.9gd@i.moj.go.jp





つなぐ

令和3年7月
第10号

発行：法務省 仙台矯正管区

「つなぐ」は今月号からリニューアルしました!

これまで、更生支援企画課から地方自治体のみなさまへ向けて発行していたこの「つなぐ」は、今月号から **仙台矯正管区の総合広報誌** としてリニューアルし、東北地方のより多くの方々へ **「再犯防止」** についてお届けする内容にパワーアップしました!

地域と矯正を #つなぐ、そして犯罪や非行をした人の立ち直りの輪を #つなぐ 広報誌 として、みなさまにお届けいたします。どうぞよろしくお願いたします!

📖 今月のトピック

- ✍ P1-3 更生支援企画課
- ✍ P4 コレワーク東北

「7月は再犯防止啓発月間！」
「矯正と保護って何が違うの?」

「出張コレワーク開催予定！」
「職業訓練紹介～介護&自動車整備」



7月は「再犯防止啓発月間」 & 「社会を明るくする運動」強調月間です



7月は、法務省が取り組む「再犯防止啓発月間」、そして今年で71回目となる「社会を明るくする運動」強調月間です!

各種広報活動等にご協力いただいているみなさま、いつもありがとうございます。

今月は普段よりも少しだけ多く、皆さんの地域の中の「再犯防止」と「立ち直り」について考えてみませんか?



特集！

「矯正」と「保護」って何が違うの？

記事作成協力：東北地方更生保護委員会

法務省は、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防ぐため、地域社会の皆様にご協力をいただきながら取り組みを進めています。この「つなぐ」を読んでくださっている皆さんも、それはご存知かもしれません。ですが…

「保護観察所」や「刑務所」、
「地方更生保護委員会」「矯正管区」…

いろいろあるけど、何が違うの？



…と疑問に思われたことはありませんか？

今回は、**再犯防止**について法務省の中で特に皆さんと関わりが深い「矯正局」と「保護局」についてお伝えしたいと思います。



まず…法務省は、役割によっていくつかの局に分かれているよ。
「矯正局」と「保護局」もその中のひとつなんだ。

法務省
矯正局

矯正

保護

法務省
保護局

目的：犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止すること

役割と機関は？

● **受刑者**や**少年院在院者**に対し
矯正施設内で**矯正処遇**や**矯正教育**
を行います。

地域の中の機関は…

「刑務所」、「少年院」、
「少年鑑別所」や

それらを監督する「矯正管区」

などがあります。



矯正処遇・矯正教育って？

仙台矯正管区
管くまちゃん



矯正施設の中で、
改善更生や健全育成（少年）
のため、働き掛けを行うものだよ。

● **犯罪や非行をした人**に対し
社会内処遇を行います。

地域の中の機関は…

「保護観察所」や
「地方更生保護委員会」が

あります。

更生ペンギン
ホゴちゃん



社会内処遇って？



社会の中で、関係者や
社会資源から協力を得て、
本人の自助能力を高めながら
社会復帰を図るものだよ。

どんな人が働いてるの？



刑務官や法務教官、
心理技官などが
勤務しています。



保護観察官や
社会復帰調整官などが
勤務しています。

どんな仕事をしてるの？

矯正施設内の規律・秩序を維持しつつ、
刑務作業の指導監督や改善指導などの
矯正処遇（刑務所）、
生活指導や矯正教育（少年院）を行います。



保護観察を受ける人などが
再犯・再非行に至らないよう、
保護司と協働して個別面接や
問題性に応じた処遇を行います。
また、住居確保や就労の支援などを
行います。



矯正職員まめちしき ★「異状ありません！」

刑務所の中では、上司や同僚と会った時や
すれ違う時、「お疲れ様です」ではなく、
「異状ありません！」と伝えるんだ。

施設内の規律や秩序が
きちんと維持されていることを
確認するために
そうしているんだって！



保護観察所まめちしき ★7月は「幸福の黄色い羽根」！

「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」は、
更生保護のシンボルマークであるヒマワリの黄色と、
刑期を終え出所した男性をあたたく迎える夫婦愛
を描いた映画「幸福の黄色いハンカチ」から着想を
得て、長崎地区保護司会が考案したもので、第61
回【社会を明るくする運動】から「黄色い羽根」を
シンボルマークとして全国で活用しているよ。
最近では閣僚の皆さんも
着用してくださっているんだ。



仙台矯正管区 更生支援企画課
TEL：022-286-0130(直通) FAX：022-294-1036
メール：2.sendaikouseik.9gd@i.moj.go.jp





「出張コレワーク」開催予定！！

～ ハローワークで出所者等の雇用に関する相談を受け付けます ～

法務省矯正局においては、受刑者等の再犯防止に向けた各種指導・支援等に取り組んでいるところですが、その一環として、関係機関等のご協力のもと就労支援の強化に努めてまいりました。

就労支援に関する取組としては、平成28年に東京及び大阪矯正管区に矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置し、受刑者等の施設収容中の就職内定の促進等に努めてきたところですが、地域の雇用情勢等に応じたよりきめ細かな就労支援を実施するため、昨年度、当矯正管区にも矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）を開設し、関係機関等の皆様のご協力をいただきながら、受刑者等を雇用いただける事業主の開拓等に取り組んでまいりました。

そして、刑務所出所者等就労支援事業の更なる充実に向け、本年度、仙台公共職業安定所のご協力により、ハローワーク仙台に来訪された事業主等に対し、コレワークの活用方法、協力雇用主制度、受刑者等専用求人への申込方法等の説明を行う【出張コレワーク】の開催を予定しています。

他の地域でも開催したいと考えております。
その際はご協力いただければ幸いです！



職業訓練紹介 VOL.1



3級自動車ガソリン・エンジン整備士

東北少年院では、自動車整備科を設置し、3級自動車ガソリン・エンジン整備士を取得する訓練を行っています。家庭環境等により、少年院を出た後、社会的にも経済的にも自立が求められる者も少なくないため、少年たちは、資格取得を目指して、日々職業指導に励んでいます。東北6県の矯正施設においては、**盛岡少年刑務所**や**山形刑務所**も自動車整備科を設置しています。

介護職員初任者研修・実務者研修

女性受刑者を収容する**福島刑務支所**では、職業訓練として介護福祉科を設置し、介護職員実務者研修の資格を取得する取組を行っています。令和元年度には全国の刑事施設のうち22施設で行われ、273名が資格の取得に至っています。

東北6県の矯正施設においては、**山形刑務所**も介護福祉科を設置しています。

